

<別紙>

新ごみ焼却施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する福島県環境影響評価条例
(平成10年12月22日福島県条例第64号) 第20条第1項の意見

1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、会津若松市神指町の阿賀川東岸に立地するごみ焼却施設の更新を企画するもので、会津若松地方の1市7町2村の住民生活のための既存廃棄物処理施設が稼働開始から長年が経過し老朽化が進んだため、同じ敷地において建て替える計画の一部として、旧し尿処理施設を撤去した跡地にエネルギー回収推進設備を含む焼却能力毎日220トン規模の新ごみ焼却施設を整備しようとするものであるが、周辺等の生活環境及び自然環境へ相当の影響を及ぼす可能性があることから、最新の環境対策や施工方法を積極的に採用する等、当該事業の実施による環境影響を最大限回避及び低減すること。
- (2) 本計画施設は長期間にわたって使用されることが想定されていることから、その稼働中は適切な維持管理及び設備更新等を行うことにより、経時劣化による環境影響の増加がないようにすること。
- (3) 本事業計画の実施に当たっては、事業の内容や想定される環境影響等について、周辺地域住民等に丁寧に説明及び周知し、必要に応じて専門家の助言を受ける等して、事業実施について十分な理解を得るとともに、環境影響評価準備書に記載しているもの及び本意見等を受けて追加する環境保全措置は確実に実施し、その経過や結果を事業者のホームページにおいて公表する等、積極的な情報公開に努めること。

なお、これまでの周辺地域住民等に対する説明の経緯、状況及び今後の計画について、事業者側において自主的に行ったもの及び行うものを含め環境影響評価書(以下「評価書」という。)において具体的に説明を加えること。

- (4) 今後、本事業計画の内容を変更する必要性が生じて、当該変更により環境への負荷が増大するおそれが認められた場合には、事前にその環境への影響を予測及び評価した上で、必要な環境保全措置を講じること。

また、計画施設の工事中又は稼働中に、現段階では予測し得ない環境への影響が生じた場合には、相当の環境保全措置を追加すること。

なお、その事業実施まで長期間を要する場合には、対象事業実施区域及びその周辺の社会環境、生活環境及び自然環境等の変化の状況を踏まえ、適切に計画を再検討すること。

2 大気質、騒音、振動及び低周波音について

本事業計画の実施に当たっては、対象事業実施区域に近接する住宅も存在していることから、工事用資材の搬出入による場合等を含め発生する窒素酸化物、粉じん、騒音、振動、低周波音等について、周辺地域住民の生活の支障となることのないように確実に対策を実施すること。

3 悪臭について

本事業計画は一連の廃棄物処理施設の更新の中に位置付けられたごみ焼却施設の新設を計画しているものであり、対象事業実施区域に近接する住宅も存在していることから、計画施設等の稼働中、悪臭による影響が懸念されるため、その影響が周辺地域住民の生活等に及ぶことのないように確実に対策を実施すること。

4 地盤について

対象事業実施区域は元来阿賀川の氾濫原に位置するため、相当規模の地震が発生した場合の地盤の液状化現象の発生等の可能性について、必要となる対策の予想とともに検討を加えること。

5 土壌及び水環境について

対象事業実施区域は、長年廃棄物処理施設の一部として使用された経過があることから、廃棄物の埋設を含む土壌の汚染とこれに起因する地下水の汚染の可能性があるため、事後調査として、当該事業計画の着工前に再度その区域の土壌の汚染がないかどうか綿密な確認を行うこと。

また、当該事業計画の実施に伴い、その対象事業実施区域に隣接している阿賀川の水質に影響を及ぼすことのないように確実に対策を実施すること。

6 動植物及び生態系について

一般に廃棄物処理施設においては、日々多種多様な廃棄物を取り扱うことに伴い野生生物相・生態系を人為的に攪乱する恐れがあるため、そのようなことがないように確実に対策を実施すること。

7 景観について

対象事業実施区域及びその周辺は、会津盆地の中央において阿賀川東岸に立地し、自然と歴史文化が豊かな会津地方の重要な景色の一部となっている場所であることから、計画施設の意匠が周囲の風景に馴染むものであるかどうか、再度検討を加えて、その結果を評価書に具体的に記載するとともに、事後調査を実施すること。

8 人と自然との触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域及びその周辺に隣接する阿賀川とその河畔は、散策や魚釣り等の活動の場として関係地域において重要な人と自然との触れ合いの活動の場となっていると考えられるため、再度検討を加えて、その結果を評価書に具体的に記載すること。

9 廃棄物等について

本事業計画は、対象事業実施区域に既存している旧施設を撤去した跡地に新施設を建設することを想定しているものであることから、旧施設の撤去に伴い発生する廃棄物等

の量と処理方法等について、再度検討を加えて、その結果を評価書に具体的に記載すること。

なお、計画施設の稼働及び維持管理に伴い発生する廃棄物について、当該計画施設の方式や仕様にに基づき定量的な予測及び評価を追加すること。

1 0 放射線の量について

本事業計画では会津若松地方の広範囲から発生する可燃性一般廃棄物の焼却処理が想定されているが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社（当時）福島第一原子力発電所事故において放射性物質、特に放射性セシウムが広範囲に拡散沈着して、会津坂下町、会津美里町等も汚染状況重点調査地域に指定されて除染が行われた経緯があることを踏まえ、放射性セシウムが付着または含有する木材や枝葉等が焼却されると数十倍に濃縮されることから、関係地域住民等の安心のため、計画施設の稼働中の焼却対象物と焼却灰の放射性セシウム濃度を定期的に確認すること。

1 1 温室効果ガスについて

- (1) 本事業計画では、発電設備等の地球温暖化対策に寄与するエネルギー回収推進設備の併設が予定されているが、それによりどの程度の温室効果ガスの削減効果があるのか、定量的に明らかにされていないため、再度検討を加えて、その結果を評価書に具体的な数字で明らかにすること。
- (2) 計画施設の稼働中においては、引き続き排熱利用が最大限に実現するように、その時々最新の技術の導入等に努めること。

1 2 文化財について

対象事業実施区域及びその周辺には、複数の周知の埋蔵文化財の包蔵の該当があり、未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、施工上において注意すること。

1 3 その他

- (1) 本事業計画の実施に当たっては、多くの車両の運用を伴うことが想定されるため、交通安全対策に十全を期すこと。
- (2) 計画施設の稼働中の維持及び安全管理、計画供用期間終了後の廃止、環境回復措置等については、未来にも影響が及ぶことのないように綿密な検討を加え、その結果を評価書に具体的に記載すること。
- (3) 本事業計画の推進に当たっては、本意見の内容を尊重するとともに必要に応じて関係機関と協議すること。